

令和6年1月26日

令和5年度第10回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和6年1月26日(金)  
午前9時30分  
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項  
議案第1号 美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
議案第2号 美浦村中央公民館管理規則の一部を改正する規則
- 3 その他
- 4 閉会

議案第 1 号

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

美浦村教育委員会事務局組織規則（平成 5 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の表主任主査の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村教育委員会事務局組織規則（平成5年美浦村教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
（課長等） 第9条 次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織におき、その職にあるものはそれぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。			（課長等） 第9条 次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織におき、その職にあるものはそれぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。		
職	組織	職務	職	組織	職務
課長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	課長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	室	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	室長	室	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
センター長	センター	センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	センター長	センター	センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課	課の事務を掌理し、課長を補佐する。	課長補佐	課	課の事務を掌理し、課長を補佐する。
室長補佐	室	室の事務を掌理し、室長を補佐する。	室長補佐	室	室の事務を掌理し、室長を補佐する。
主任主査	課	重要な事務若しくは専門的事務を処理する。			
主査	課	困難な事務若しくは専門的事務を処理する。	主査	課	困難な事務若しくは専門的事務を処理する。
係長	課	係の事務を処理する。	係長	課	係の事務を処理する。

議案第 2 号

美浦村中央公民館管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村中央公民館管理規則の一部を改正する規則

美浦村中央公民館管理規則（令和 2 年美浦村教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表主任主査の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村中央公民館管理規則（令和2年美浦村教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
<p>（職員）</p> <p>第4条 公民館には、前条に規定する職員のほか、次の表の左欄に掲げる職のうち必要な職の職員を置く。</p>		<p>（職員）</p> <p>第4条 公民館には、前条に規定する職員のほか、次の表の左欄に掲げる職のうち必要な職の職員を置く。</p>	
職	職務	職	職務
主任主査	重要若しくは専門的企画と実施及び分担事務		
主査	困難若しくは専門的企画と実施及び分担事務	主査	困難若しくは専門的企画と実施及び分担事務
係長	企画と実施及び分担事務	係長	企画と実施及び分担事務
主任	事業の実施及び一般事務	主任	事業の実施及び一般事務
司書	事業の実施及び専門事務	司書	事業の実施及び専門事務
主事	事業の実施及び一般事務	主事	事業の実施及び一般事務
主事補	事業の実施及び定形的一般事務	主事補	事業の実施及び定形的一般事務
用務手	単純な労務	用務手	単純な労務
2 （略）		2 （略）	